

令和4年10月24日

報道機関各位

音楽教室訴訟原告および弁護団
音楽教育を守る会

音楽教室訴訟 最高裁判所判決について

(事件番号 令和3年(受)第1112号 上告受理申立て事件)

音楽教室事業者243名および個人の音楽教師2名が原告となり、JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)に対して、「音楽教室における演奏については著作物使用にかかわる請求権がない」ということの確認を求めた事件の上告審について、本日、最高裁判所において、「本件上告を棄却する。」との判決が言い渡されました。

上告事件として受理された段階で、審理対象は、生徒の演奏についての主体が生徒か音楽教室事業者なのかの一点に絞られており、その他の争点については両当事者の上告受理申立てが不受理とされ、最高裁判所の判断が示されないこととされておりました。

最高裁判所の判断によれば、生徒の演奏についての演奏主体は生徒であり、その結果、音楽教室において、その多くの割合を占める生徒の演奏には演奏権はおよばないこととなります。今後、JASRACとは、音楽教室における講師の演奏と録音物の再生演奏についての適切な著作物使用料率を求める協議を始める所存です。

最後に、今回の最高裁判決を踏まえて、私たちは、著作物の利用と保護の適切なバランスを考え、音楽文化の発展に寄与して参りますので、引き続き皆様のご支援の程をお願いする次第です。

以上